



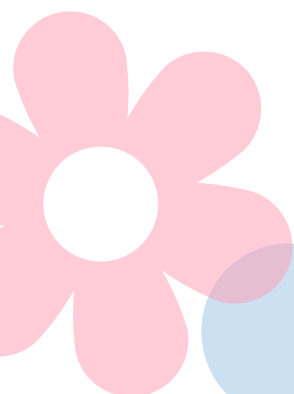
令和6年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
「退院促進措置における退院後生活環境相談員による支援の質の向上に資する研修に関する研究」報告書分冊

『退院後生活環境相談員のための
退院促進措置運用ガイドライン』に基づいた
モデル研修プログラム[改訂版]

令和7（2025）年3月

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

Japanese Association of Mental Health Social Workers



1. 研修シラバス

【退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修

～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～ シラバス】

対象	・精神科病院で退院後生活環境相談員を担っている精神保健福祉士、看護師・准看護師、作業療法士、公認心理師等（予定者も含む） ・相談支援専門員、介護支援専門員等で地域援助事業者となることが想定される者 ・市町村の行政担当者
獲得目標	2022 年改正精神保健福祉法が 2024 年 4 月 1 日に全面施行となり、措置入院者についても退院後生活環境相談員の選任が義務化されるとともに、医療保護入院者の入院期間が定められることに伴う医療保護入院者退院支援委員会の位置づけ・開催方法の変更、地域援助事業者の紹介の義務化など、病院として取り組むべき退院促進措置が強化された。本退院促進措置は、病院と地域援助事業者及び行政担当者をはじめとする地域関係者との連携の下で進めることが重要となっている。 本研修では、法改正を踏まえて作成した「退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン」を基に、退院後生活環境相談員の資質向上と地域援助事業者及び行政担当者との連携促進を目標とする。
運営方法	1. 講義と演習をセットにしたセッション（全 4 セッション）として行う。 2. 受講者 6 名を 1 グループとして、最初からグループに分かれて受講する。 3. 各グループにファシリテーターを配置し、各セッションの演習におけるファシリテーションを行う。

セッション1

テーマ	法改正の概要と目的
【目的】 退院後生活環境相談員として理解を深めておくべき法改正のポイントについて確認し、退院後生活環境相談員の役割が遂行できるようにする。 【内容】 <講義> ・退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 1. 措置入院・医療保護入院共通 2. 医療保護入院関係 3. 令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡 4. 市町村の役割 <演習> 1. 自己紹介 2. 2024年4月の改正法施行後における退院後生活環境相談員、地域援助事業者、そして市町村の担当者としての取り組み状況等についてグループ内で共有すること	
講師	退院後生活環境相談員としての経験を相当程度有する者または精神保健福祉に係る学識を有する者
時間	60分（講義30分、演習30分）

セッション2

テーマ	多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践
【目的】 退院後生活環境相談員には、入院早期から退院後の生活を見越した多角的なかかわりとアセスメントが求められる。本人主体、人と状況の関連性の把握等の視点やかかわり、チーム内での動き方を学ぶ。 【内容】 <講義・演習説明> ・運用ガイドの「退院後生活環境相談員の目的・役割」「入院から7日」「退院に向けての支援」 ・演習の説明 <演習> ・提示した架空事例についてアセスメントを行う 1. 本人の希望、これまでの生活の仕方や支援、生活環境等 2. ストレングスの整理表を活用 3. 多職種と共有の仕方 ・全体共有（数グループ） <ミニレクチャー> ・退院後の支援ニーズを特定するために入院早期からのアセスメントが必要 ・長期入院でも新たな入院でもスピードは違えどもアセスメントは同じ	
講師	退院後生活環境相談員としての経験を相当程度有する者
時間	90分（講義・演習説明25分、演習60分、ミニレクチャー5分）

セッション3

テーマ	地域援助事業者の紹介と連携～官民協働で考える連携のポイント～
【目的】 地域援助事業者の紹介が義務化されるにあたって、地域援助事業者の紹介の仕方や官民協働で地域移行に取り組む際のポイントについて学ぶ。 【内容】 <講義> ・地域援助事業者の紹介義務と趣旨・目的 ・地域援助事業者の範囲と紹介の方法 ・障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて ・介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に向けた調整について <演習> ・地域援助事業者の紹介にあたっての連携についての現状と課題 ・地域移行を市町村（官）医療福祉（民）協働で推進していくためのアイデアを考える ・ポイントと解説 <全体共有>（数グループ）	
講師	地域援助事業者として医療保護入院者等への支援及び退院支援委員会への参加経験を有する者
時間	70分（講義30分、演習30分、全体共有10分）

セッション4

テーマ	模擬退院支援委員会
【目的】 セッション1～3を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する。 【内容】 <講義> ・退院支援委員会開催に向けた調整や運営について ・退院後生活環境相談員の業務の理解 ・退院支援委員会を形骸化させないために <演習> ・事例説明 ・ロールプレイ（模擬退院支援委員会） ・グループでの振り返り ・ミニレクチャー <全体共有>（数グループ）	
講師	退院後生活環境相談員としての経験を相当程度有する者
時間	90分（講義20分、演習40分、ミニレクチャー10分、全体共有20分）

研修総括

【内容】 ・グループごとの本研修の振り返り ・振り返った内容の全体共有（数人） ・講師による研修のまとめ	
時間	20分

2. 研修実施における運営例

講師・ファシリテーターの事前準備

- 研修効果を最大にするためには、講師・演習進行者・ファシリテーターは、本研修の目的・狙いと、各演習の目的及びファシリテーターの役割・進行について、事前に打合せを持ち確認しておくこと。

受講者座席について

- 講義と演習を繰り返すため、研修開始時から「演習グループごとの島形配置」とする。
- 事前に演習班決めを行い、当日の受付時に受講者に演習グループを知らせ、着席位置を示す。

受講者への配布物及び準備品例

	配布資料、準備品
受講者へ配布	・『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』 ・講義スライド資料 ・受講者名簿
セッション1	なし
セッション2	・アセスメントワーク用シート（個人ワーク用に受講者全員へ A4 サイズ 1 枚配布、グループワーク用に各班へ A3 サイズ 1 枚配布） ・「ストレングスへの気づきを促すツール」作業シート（グループワーク用に各班へ A3 サイズ 1 枚配布）
セッション3	・ワーク用シート「地域援助事業者の紹介にあたっての現状・課題と解決方法」（グループワーク用に各班へ A3 サイズ 1 枚配布）
セッション4	・模擬退院支援委員会の役割用名札（全グループ分） ● 「星野さん（本人）」 ● 「妹（家族）」 ● 「担当 退院後生活環境相談員」 ● 「主治医（精神保健指定医）」 ● 「病棟の担当看護師」 ● 「相談支援事業所相談支援専門員（地域援助事業者）」 ● 「市の障害福祉担当者」

3. 各セッション 講義資料

セッション1 「法改正の概要と目的」

セッション1（60分） 法改正の概要と目的



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

1

セッション1（60分） 法改正の概要と目的

目的・狙い		退院後生活環境相談員として理解を深めておくべき法改正のポイントについて確認し、退院後生活環境相談員の役割が遂行できるようにする
講義	30分	- 法改正の概要説明 - 演習の説明
演習	30分	- 自己紹介 2024年4月の改正法施行後における退院後生活環境相談員、地域援助事業者、そして市町村の担当者としての取り組み状況等についてグループ内で共有すること



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

2

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【措置入院・医療保護入院共通】

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化（法第29条の6）
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用（法第29条の7（法第33条の4で準用する場合を含む））

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者等）。

市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

3

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【医療保護入院関係】

<入院期間及び入院期間の更新>

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
 - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・ 家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意） ※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院の期間の更新の同意は、直前の入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等に対して求めることとする。

※ ただし、施行日時点で医療保護入院している者についての入院期間の最初の更新の同意については、現行の通知等に規定する家族等同意の運用を踏まえた上で、いずれかの家族等に対し同意を求めることとする。

- 入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等が同意できない場合等（※）は、それ以外の家族等に同意を求めることとする。

※ 具体的には、入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等が、家族等に該当しなくなった場合、死亡した場合、意思を表示することができない場合、同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合や、当該家族等が不同意の意思表示を示した場合とする。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

4

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【医療保護入院関係】

<退院後生活環境相談員>

- 退院後生活環境相談員として有すべき資格に公認心理師を追加

<医療保護入院者退院支援委員会>

- 精神科病院の管理者は、法第 33 条第1項又は第2項の規定により定めた入院期間（2回目以降の更新については、更新された入院期間）が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会（以下、委員会）を開催しなければならない。
- 委員会に参加する主治医について、当該主治医が指定医でない場合、当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医の参加が不要となる。
- 委員会は、医療保護入院者の入院期間満了日の1月前から開催することができる。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

5

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【通知・事務連絡】

<令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡>厚生労働省Webサイト

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 精神科医療・精神保健福祉法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha_hukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi_00007.html

[通知 令和6年4月1日施行分]

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）
 - 「精神保健法第33条第3項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」の一部改正について
 - 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の一部改正について
 - 「措置入院の運用に関するガイドライン」について」の一部改正について
 - 措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について
 - 「精神保健福祉センター運営要領」について
 - 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について
 - 精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について
 - 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について
 - 精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について
 - 医療保護入院における家族等の同意に関する運用について
 - 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について
 - 精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について
 - 精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について
- [事務連絡]
- 改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & Aについて（2024年6月21日更新・追記）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

6

市町村の役割について

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」より抜粋

<第2部 市町村 第3 業務 2 地域生活支援>

- 精神障害者等の希望に応じ、精神障害の状態、地域生活の促進に必要な支援等を勘案し、最も適切な福祉サービス等の利用ができるよう相談に応じ、障害福祉サービス等の申請方法についての周知及び必要な情報提供を積極的に行うこと。さらに、**精神障害者や医療機関からの求めがあった場合は、福祉サービス等の利用について調整を行うこと。**
- **保健所や精神科病院等から地域移行を希望する入院患者についての相談がある場合、保健所及び退院後生活環境相談員等との連携を図り、速やかに相談支援やサービス等の利用の調整を行う。また、精神科病院から要請があった場合には、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会への出席も検討すること。**



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

セッション2 (90分)

多角的なかかわりと アセスメントに基づく実践



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

1

セッション2 (90分)

多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践

目的・狙い		退院後生活環境相談員は、入院早期から退院後の生活を見越した多角的なかかわりとアセスメントが必要。本人主体、人と状況の関連性の把握等の視点やかかわり、チーム内での動き方を学ぶ
講義 演習説明	25分	◆ ガイドライン「退院後生活環境相談員の目的・役割」「入院から7日」「退院に向けての支援」の講義 ◆ 演習の説明
事例読み	5分	● 「星野さん」事例を読む
演習	55分	● 事例用意し、その事例についてアセスメントを行う ● 本人の希望、これまでの生活の仕方や支援、生活環境等 ● ストレングスの整理表を活用 ● 多職種と共有の仕方 ● 全体共有（数グループ）
ミニレク チャー	5分	■ 退院後の支援ニーズを特定するために入院早期からのアセスメントが必要 ■ 長期入院でも新たな入院でもスピードは違えどアセスメントは同じ



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

2

講 義

ガイドラインを主に使用します
PPTは補足的に使用します



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

3

精神科病院の管理者への義務 (退院促進措置)

1 退院後生活環境相談員の選任

(精神保健福祉士、精神障害者に関する業務に従事した経験を持つ看護師、准看護師、社会福祉士、作業療法士、公認心理士)

入院時から生活環境に関する相談を受け、病気が安定したら早々に退院できるようにする義務

2 地域援助事業者の紹介(入院者又は家族等の求めに応じ紹介する)

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、介護支援専門員がいる介護保険施設等を紹介する義務。
入院者やその家族等から求めがなくとも希望する地域生活について聴取し、必要あれば丁寧な説明、
紹介を行う。

3 医療保護入院者退院支援委員会の開催

省令で定められた入院期間(6ヶ月以内、入院から6ヶ月を過ぎるまでは3ヵ月)の更新する時に行う。

- ①医療保護入院者の入院期間の更新の必要性の有無及び理由
- ②入院期間の更新が必要な場合、更新後の入院期間及び当該期間における退院に向けた具体的な
取り組み



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

4

☞ 退院促進措置のポイント

部長通知より

【第1 退院促進措置に関する措置の趣旨】

措置入院及び医療保護入院者の退院促進に関する措置は、措置入院及び医療保護入院者が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう講じるものであること。

非自発的入院者の早期解消

新たな社会的入院を作らない
(ニューロングスティ予防)

社会的・長期入院の解消
(オールドロングスティの解消)

人としての権利を守る



そのためには

医療と福祉・介護、行政の連携

その人となり、背景、環境を知る

アセスメント



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

5

退院後生活環境相談員の目的・役割

P.8

【第2 退院後生活環境相談員の選任】

1 退院後生活環境相談員の責務・役割

- (1) 退院後生活環境相談員は、入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たすことが求められること。
- (2) 退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図ることに努めるとともに、行政機関、地域援助事業者、その他地域生活支援にかかわる機関との調整に努めること。
- (3) 入院者の支援に当たっては、本人の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意すること。
- (4) 以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

4 業務内容（前文）

退院後生活環境相談員は、精神科病院内の多職種による支援チームの一員として、入院者が退院におけた取組や入院に関することについて最初に相談することができる窓口の役割を担っており、その具体的な業務は以下のとおりとする。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

6

Ⅳ-Ⅰ 選任後、速やかに行う支援 P.24～27

- (1) 本人・家族等へ退院後生活環境相談員紹介と役割の説明
速やかに当該入院者及びその家族等に説明をする
(推奨) 対面して紙面をみながら説明する等
- (2) 退院請求、精神科病院内の虐待等に関する相談体制、
虐待通報窓口等の案内
- (3) 地域援助事業者の情報把握と連携

ガイドラインP.25、P.26、P.27 **視 点** に注目

- ・ 業務遂行の基本的留意点
- ・ 退院後生活環境相談員が早期に介入する必要性
- ・ 権利擁護
- ・ 支援関係者同士の顔の見える関係づくり



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

9

Ⅳ-Ⅰ 選任後、速やかに行う支援 コラム P.28～

面接(かかわり)

- ・ 入院者に会い、部屋での面接や生活場面面接でその人やその人を取り巻く環境を知る
- ・ 面接技術を駆使する
- ・ 入院早期に「かかわりの機会」を確保する
- ・ 用件だけの面接にならず、自分の事も知ってもらう



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

10

IV-1 選任後、速やかに行う支援 コラム

P.29～

アセスメント

- ・入院前の生活環境や退院後の生活に関する希望を聞き取る
- ・生育歴や生活歴、得意なこと、大事にしていること等の情報を収集する
- ・入院前から関係のある人や機関へ連絡する

入院早期に「人」と「環境」や「関係していた人」を捉える事が、非常に重要。入院時に退院の事を考え始めるようにして欲しい

「面接(かかわり)とアセスメントの視点」も参考に



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

11

IV-2 退院に向けた支援 P.30～



退院後生活環境相談員が担う相談の実施

- (1) 本人の意向を尊重した相談の実施
- (2) 退院への意思の確認
- (3) 希望する退院後の生活についての聴取
- (4) 地域援助事業者の紹介
- (5) 入院者訪問支援事業の紹介（都道府県等実施の場合）
- (6) 退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

12

Ⅳ-2 退院に向けた支援 P.30～

(1) 本人の意向を尊重した相談支援

● 本人の気持ちに寄り添う

本人の意向を尊重する。

本人の意向が確認できない場合は、家族等の意向も大切にする。

(2) 退院への意欲の確認

● 長期的かつ社会的な入院の課題を理解する

● 本人を取り巻く環境を捉える

● 「視点」生活環境のアセスメントとアプローチ



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

13

Ⅳ-2 退院に向けた支援 P.32～

(3) 希望する退院後の生活について聴取する

● 「その人を知る」関係づくり

・ 本人と会って対話する。

かかわりの機会を確保し、面接の場所の工夫や生活場面での会話を大切にする。

(4) 地域援助事業者の紹介

● 日頃からの地域援助事業者等との関係づくり

・ 日常的に地域援助事業者等と連絡を取り合うことを意識する。

・ 障害福祉サービスや地域援助事業者等の役割や機能を理解する。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

14

Ⅳ-2 退院に向けた支援 P.36～

(5) 入院者訪問支援事業の紹介(都道府県等が実施の場合)

当面の間、市町村長同意の医療保護入院者としているが、孤独、孤立している入院者に病院職員ではない人が話を聞きに行くことで、エンパワメント、意思表示支援になりうる。市町村は面会に行き説明する、退院後生活環境相談員も説明する

(6) 退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整

入院早期からの見立てと、連携、協働

医療と福祉のスピード(制度と仕組み)の違いを理解した調整



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

15

入院者訪問支援事業

P.36～

出典 厚生労働省

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

16

講義は終了

演習です・・・



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

17

演 習

進行・・・スタッフ、記録・・・メンバー、全体共有・・・スタッフ

①個人ワーク（5分）	個人ワークシートを利用し個人ワーク
②グループでアセスメント（25分）	グループで「その人」を知るシートに書いていく
③ストレングスの整理（10分）	ストレングスの整理表をグループでブレインストーミングする。アセスメントの中で強みを引き出す
④多職種でどのように共有するか（10分）	これらを一人でやらず、多職種で行う、多職種でどの様に行えるかを意見交換
⑤全体共有 2グループ程度（5分）	2グループ程度から報告



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

18

個人ワーク 5分

星野さんはどんな人？	家族の存在は？本人の状況、家族の思い	生活環境は？
EX) 優しい、まじめ	EX) 両親は・・・兄弟は・・・	EX) 持家？アパート？修理？
入院の前の支援者は？連絡すべき人	どんな生活をしたいと思っている？	星野さんの心配事は？
EX) 入院前のフォーマル・インフォーマルな支援者	EX) 自宅で過ごしたい	EX) 経済的？退院できるか？
何故入院になった？	利用している制度等は？	最初に面接する時、注意していることは？
EX) あるはずのないものに振り回された	EX) 制度利用はない	EX) どんな人が興味を持つ



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

19

グループでアセスメント 25分

星野さんはどんな人？	家族の存在は？本人の状況、家族の思い	生活環境は？
入院の前の支援者は？連絡すべき人	どんな生活をしたいと思っている？	星野さんの心配事は？
何故入院になった？	利用している制度等は？	最初に面接する時、注意していることは？



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

20

作業シート様式7：ストレングスへの気づきを促すツール

環境のストレングス



Strengths Sheet

EX) 持家がある

支援ネットワークのストレングス

※ 環境のストレングスのなかに入っている

EX) 妹の見守り



本人のストレングス

EX) 自宅にいたいと思っている

ミスボ事例理解ストレッチングツール #7 ver5.0 KoseGato 一部改変



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

21

全体共有

メモ



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

22

ミニレクチャー（5分）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

23

改めて 入院早期からのアセスメント

- 退院後の支援ニーズを特定するために、入院早期からのアセスメントが必要。入院時診察で「どんな病状で、それに至る生活背景は何か」等を知り、引き継いでもらえると、アセスメントはしやすい。
- 長期入院者でも、新たな入院者でも、スピード感は違えどアセスメントは同じ
- ただ、情報を得るためだけでなく、信頼してもらえるように面接技術を駆使しながら、時に好きそうなこと、世間話をする必要もある



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

24

「多角的なかかわりとアセスメント」とは

- ・入院時診察から始まる
- ・色々な人からの「見え方」は重要な情報
- ・多職種が得た本人の状況や退院後生活環境相談員が本人との面接や家族との面接、地域生活を送る中での支援者からの話をミニカンファで共有する
- ・それらを基に本人との面接で再確認しながら、「どんな思いをもち、生活上何に困っていたか」を一緒に考える
- ・アセスメントは常に行われ、新たな発見の繰り返し



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

25

「多角的なかかわりとアセスメント」に含まれる事

- ・アセスメントには「見立て」まで含まれる
- ・そのため、生活上で困る、苦手な事に対し、社会や制度がどんなお手伝いができるか、提案とメリットデメリットを話し、本人が希望する生活ができるよう一緒に考える「かかわり」をしてゆく。
- ・それらを必ずチームで行うことが重要



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

26

セッション2 演習用配布資料（作業シート）

○個人へ配布（A4 サイズ、1 枚）

演習 2 個人ワーク 5分		
星野さんはどんな人？	家族の存在は？ 本人の状況、家族の思い	生活環境は？
入院の前の支援者は？連絡すべき人	どんな生活をしたいと思っている？	星野さんの心配事は？
何故入院になった？	利用している制度等は？	最初に面接する時、注意していることは？

公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～ セッション2演習用配布用紙(個人ワーク)

○グループへ配布（A3 サイズ、1 枚）

演習 2 グループでアセスメント 25分		
星野さんはどんな人？	家族の存在は？ 本人の状況、家族の思い	生活環境は？
入院の前の支援者は？連絡すべき人	どんな生活をしたいと思っている？	星野さんの心配事は？
何故入院になった？	利用している制度等は？	最初に面接する時、注意していることは？

公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～ セッション2演習用配布用紙

○グループへ配布（A3 サイズ、1 枚）

アセスメントを実施するために使用した方がいいツール

(年 月 日現在) 利用者氏名

記入者

作業シート様式7: ストレngthスへの気づきを促すツール

Strengths Sheet

環境のストレngthス



支援ネットワークのストレngthス



本人のストレngthス



ミスが事例理解 ストレatchingツール #7 ver5.0 KoseGato

公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～ セッション2 演習用配布用紙

セッション3 (70分)

地域援助事業者の紹介と連携 ～官民協働で考える連携のポイント～



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

1

セッション3 (70分)

地域援助事業者の紹介と連携

～官民協働で考える連携のポイント～

目的・狙い		・地域援助事業者の紹介が義務化されるにあたって、地域援助事業者の紹介の仕方や官民協働で地域移行に取り組む際のポイントについて学ぶ。
講義	30分	● 地域援助事業者の紹介義務と趣旨・目的 ● 地域援助事業者の範囲と紹介の方法 ● 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて ● 介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に向けた調整について
演習	30分	● 地域援助事業者の紹介にあたっての連携についての現状と課題 ● 地域移行を市町村(官)医療福祉(民)協働で推進していくためのアイデアを考える ● ポイントと解説
全体共有	10分	● 全体共有



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

2

地域援助事業者の紹介義務

措置入院者等を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者等又はその家族等から求めがあった場合その他入院者等の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、法第29条の7（法第33条の4において準用する場合を含む。）に規定する**地域援助事業者を紹介しなければならない**（法第29条の7（法第33条の4において準用する場合を含む。）関係）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

3

地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

実務においては、退院後生活環境相談員等が、本人又はその家族等に地域援助事業者を紹介することが想定されるが、そのためには、**日頃から、市町村や地域援助事業者等と連携することが重要である。**



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

4

地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

入院者又は家族等が、**地域で利用可能な障害福祉サービス等の内容や申請方法を理解し、入院中から当該障害福祉サービス等を提供する事業者との関係を築くことができるようにすること**を目的としている。さらに、入院者が個別の障害福祉サービス等を入院前に利用していた場合等については、当該事業者との連絡調整が必要になることが想定されることから、施行規則において、**相談支援を行う事業者以外の事業者**についても幅広く地域援助事業者に含まれるものとして定められている。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

5

地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

本人から地域援助事業者の**紹介の希望がない場合においても**、本人が希望する地域生活について聴取するとともに、障害福祉サービス等の利用について、丁寧な説明を継続して行い、後に本人がその利用を希望した場合には、速やかに紹介等を行うことができるよう連携調整に努めること。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

6

地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

今回の法改正によって、これまで努力義務であった地域援助事業者の紹介が、義務化されるにあたって、地域援助事業者の紹介の仕方やタイミング、官民協働で地域移行に取り組む際のポイントについて学ぶ。



でも…

- ・ 紹介しても、地域援助事業者から「今じゃない」と言われる
- ・ 相談支援事業所からいっぱいという理由で断られる
- ・ 紹介すること自体に消極的になりがち（どうせ紹介しても…）
- ・ 社会資源が多様化・複雑化していて説明の仕方が難しい
- ・ 地域自立支援協議会に参加したことがない（どうやって入っていいかわからない）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

7

地域援助事業者の範囲

- ① 指定一般相談支援事業者（地域移行支援・地域定着支援）
- ② 指定特定相談支援事業者（計画相談支援）
- ③ 市町村の障害者相談支援事業（委託相談事業所）や地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う機関等
- ④ 障害者総合支援法における障害福祉サービス事業者
- ⑤ 居宅介護支援事業者及び介護支援専門員が人員配置基準に入っている、又は実際に介護支援専門員を有している介護保険サービス事業者



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

8

地域援助事業者の範囲

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容		
訪問系	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入浴時の支援等を総合的に（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
	同行支援	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
	行動支援	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が最も高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に（行う）
日中活動系	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

介護給付については、**障害支援区分**の申請が必要になるため、申請から支給決定までに時間がかかる。介護給付の利用が見込まれる方については、早めに障害支援区分の申請をしておく。

グループホームによっては区分がついている方を対象とする事業所もあることに注意

資料：厚生労働省



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

9

地域援助事業者の紹介の方法

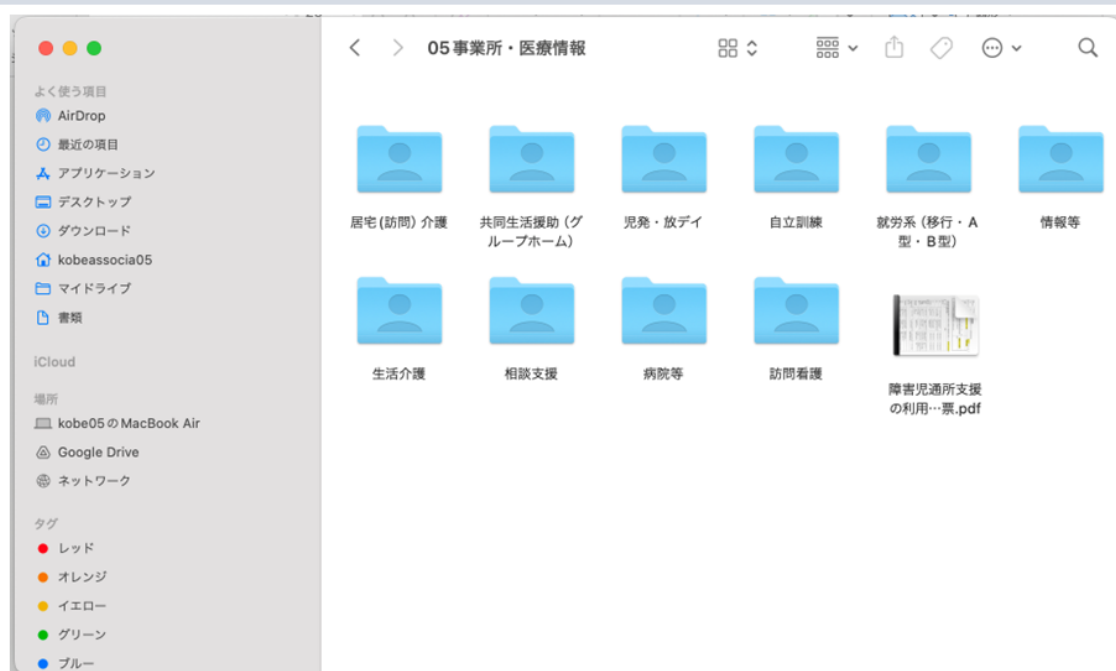
- ・常に地域援助事業者の地域資源の情報を把握し、収集した情報の整理に努めること。
- ・地域援助事業者の紹介方法については、書面の交付に加え、**面会（オンラインによるものを含む）による紹介**や**インターネット情報**を活用しながらの紹介等により本人が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫する。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

10

地域援助事業者の紹介の方法



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

11

地域援助事業者の紹介の方法

- ・紹介を行う事業者については、必要に応じて**本人の退院先**
またはその候補となる市町村への照会を行うこと。
- ・居住の場の確保や、退院後の生活環境に係る調整に当たっては、市町村等との協働により、**地域移行支援・地域定着支援**の利用に努めること。また、精神保健福祉センター及び保健所の知見も活用すること。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

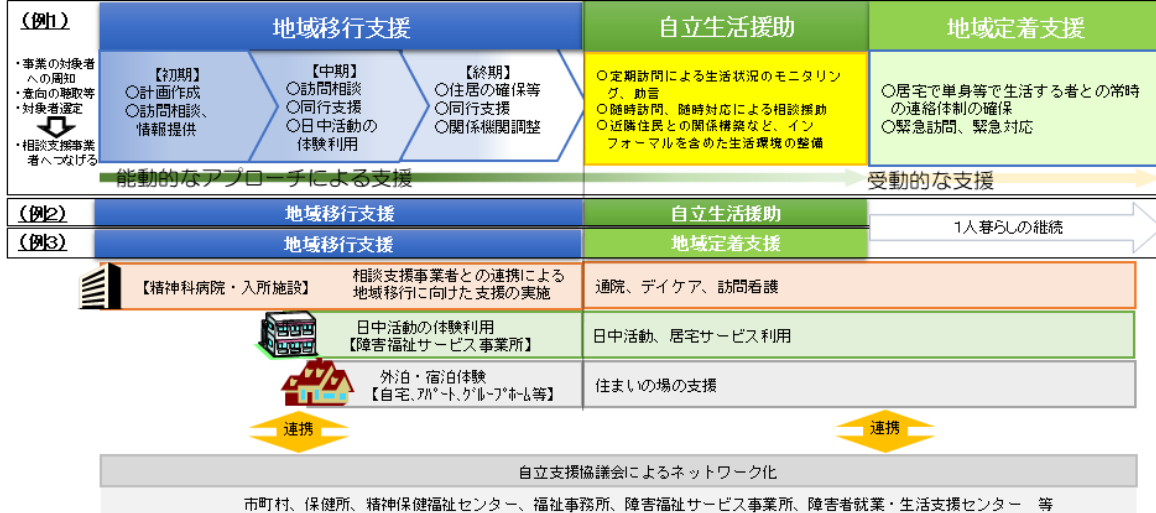
12

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

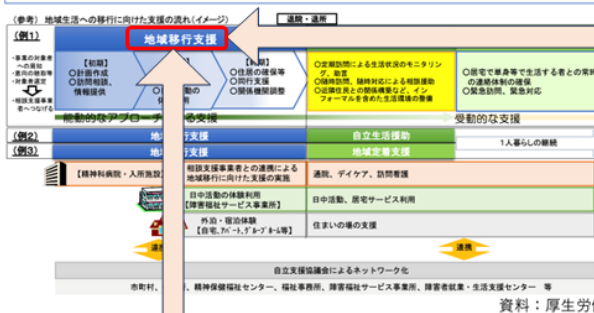


資料：厚生労働省

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】



地域移行支援(地域へ送り出す支援)

【サービス内容】

- ・住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・地域生活への移行のための外出時の同行
- ・障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る)の体験利用
- ・体験宿泊
- ・地域移行支援計画の作成

【対象者】

- (1) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方
- (2) 精神科病院に入院している精神障害のある方で、住居の確保などの支援を必要とする方や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方も対象となります。
- (3) 救護施設または更生施設に入所している障害のある方
- (4) 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害のある方。
- (5) 更生保護施設に入所している障害のある方または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害のある方



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

地域移行支援計画 (案)

これから先、6か月の計画です。自分のペースで取り組みます。今の時点の計画です。毎月相談をして、必要な時は変更しましょう。

利用者氏名: A さん 作成年月日: 令和5.12.18

サービス等利用計画の到達目標

(1) 長期(内容及び期間等): 6月には病院から退院して、日中はデイケアに通って、夜や土日はグループホームで過ごしたり、大好きなカレーを食べに行きたい。

(2) 短期目標(内容及び期間等): 3ヶ月後にはグループホームの体験を行い、グループホームに住んだ時に必要なものや心配なこと、やりたいことなどのイメージが持てている。

3ヶ月後には、家で自己管理できている。また、デイケアの活動を体験し退院後のイメージを持てている。

私(本人) A 自身がすることを矢印の下に書き込みます

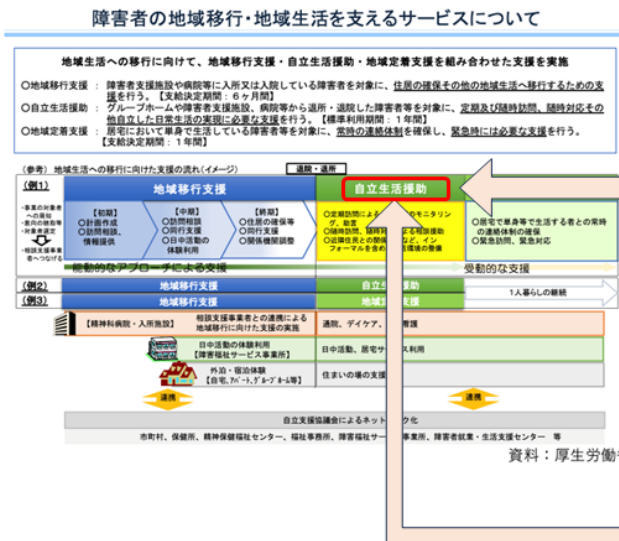
私(A)の 現状や不安	その為に 協力する人	協力する 内容	支援上の留意事項等	協力(支援)の目安					
				1月	2月	3月	4月	5月	6月
事を自分で管理したことがなくて、4箇所位まで飲み忘れなくて飲めるから心配です。	担当看護師B氏	まずは3日分から薬をセットする。3日分の管理できたら1週間、2週間と伸ばして飲み忘れなく飲めるようサポートする。	1日4回だが、3回まで減らせないか主治医と相談していく。	3日分の薬を担当看護師B氏と1週間分の薬のセットと、薬とカレンダーにセットし、自己管理ができている。①飲み忘れがなく内服できる ②1週間分での自己管理ができている。					
デイケアの活動に参加できるか、結する人はいないから不安です。	担当看護師B氏 地域移行支援員C氏 院内作業療法士D氏	まずはAさんがデイケアに行く時は、D氏が付き添い、デイケアスタッフにもD氏の様子を見え、退院後もスムーズに移行できるようにサポートする。	・カラオケで知山遊三を歌う。 ・母親と連絡が得意。	デイケアのプログラムにD氏が参加する。カラオケや母親、遠征などと一緒に行き、D氏の活動にも参加してみる。その方メンバーに話しかけて 知り合いが3名できている。					
グループホームの周りに何があるかわからないので、散歩してみたい。デイケアのバスが迎えに来る場所がわからないので教えて欲しい。	地域移行支援員E氏 グループホームF氏 退院後生活環境相談員G氏	散歩の調整を行いまずは一緒に散歩に行ってみる。その後、Aさんが気に入れば、体験宿泊も調整する。体験時に、デイケアの送迎バスも確認する。退院後に何があるのか散歩する。	散歩が取れなくなることが平議のサインのため、夜間の睡眠状態を確認する。	グループホームの体験の日程を調整見学する。A氏に入れば、1泊2日の体験から実施する。2泊目の体験時は、退院後からデイケアの送迎場所に行き、デイケアの体験をして帰ってくるスケジュールを立てる。体験しての感想や入居の希望の有無を確認する。					
病院ではいいけど、退院したら自分専用のテレビが欲しい。布団も買わないといけないけど、その他にも必要なものを買いに行きたい。	担当看護師B氏 地域移行支援員E氏 退院後生活環境相談員G氏	グループホームF氏に必要なものを一緒に確認し、それを一緒に買いに行き、退院後に必要な自立支援設備の手続きを同行する。	グループホームの入居が確定してからしか荷物の搬入ができないため、搬入日、搬入日は調整が必要。	買いたいものをグループホームのスタッフにも確認しながら一緒に買い物に行き、必要なものを購入する。退院後に必要な家具や自立支援設備の手続き、車庫の確保など退院後に必要な手続きを行う。					

同意日: 令和5年12月19日 利用者名: 印

指定一般相談支援事業所: アソシアソーシャルサポート

相談支援専門員(地域移行推進員): 伊井 結華 印

一般社団法人支援の三井点設置研修会発行「障害者地域相談のための実践ガイドライン」に於ける地域移行支援計画の一部改定



自立生活援助

- 【サービス内容】
- 定期的な巡回や随時の通報を受けて行う訪問
 - 食事、洗濯、掃除などに課題はないかどうか
 - 公共料金や家賃に滞納はないかどうか
 - 体調に変化はないか、通院しているかどうか
 - 地域住民との関係は良好かなど
 - 必要な情報の提供および助言や相談、医療機関等との連絡調整
 - その他、障がい者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

- 【対象者】
- (1) 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
 - (2) 人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰返等)
 - (3) その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて



地域定着支援(地域に住み続けるための支援)

【サービス内容】

- ・ 常時の連絡体制の確保(夜間職員の配置、携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保)
- ・ 緊急時の対応(迅速な訪問、電話等による状況把握、関係機関等の連絡調整、一時的な滞在による支援)

【対象者】

次の方のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる方。

- (1) 家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方
 - (2) 居宅において家族と同居している障害のある方であっても、その見込めない状況にある方
- ※障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も対象になります。
※共同生活援助(グループホーム)、宿泊型自立訓練の入居者は対象外となります。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

17

介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に向けた調整について

- ・ 障害福祉サービス利用者が65歳に到達した場合等は、**基本的には介護保険のサービスが優先**される。しかし、介護保険の被保険者である障害者から**障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合**は、市町村は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスの利用に相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聞き取りにより把握した上で、適切に判断することとされている。よって退院後生活環境相談員は、担当する入院者本人の退院後の利用サービスについて障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を想定して**市町村の障害福祉担当者や介護保険担当者と連携しておく**必要がある。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

18

介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に向けた調整について

- ・サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの **（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）** については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
- ・障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して **65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行う** こと



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

19

視 点

- ・入院早期から地域援助事業者と連携することで、**入院の長期化を防ぐ**
- ・退院後も連携することで、再入院の予防や再入院する必要がある場合でもその後の**長期入院の予防**につながる
- ・**長期入院者**の地域生活への移行や**任意入院者の支援**にも有効
- ・**本人の希望に留まらず**、相談内容から紹介すべきと判断した場合も含まれる
- ・**普段から**地域に働きかける（退院支援委員会へ出席依頼）
- ・地域自立支援協議会を活用し地域の支援体制を整える

ガイドラインP.40～P44参照



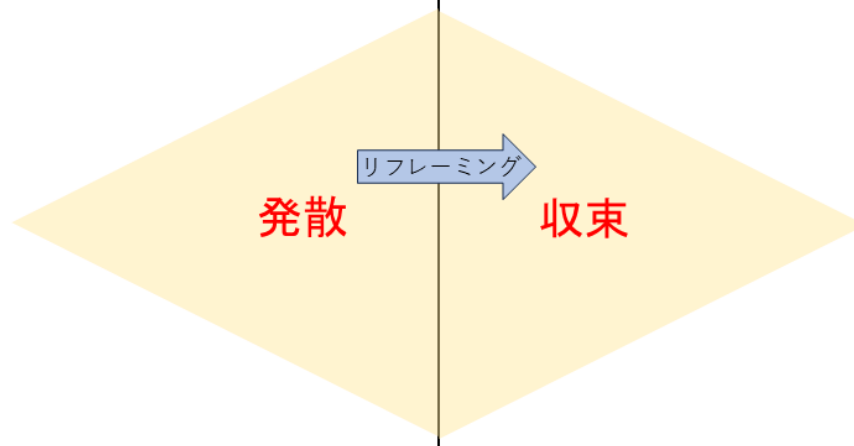
公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

20

地域援助事業者の紹介にあたっての 現状・課題と解決方法

現状の課題またはできていること
(病院・地域・行政)

今後できそうなこと・理想
(病院・地域・行政)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

21

ポイントと解説

- 定期的に地域自立支援協議会や行政との「協議の場」に参画し、どのタイミングで紹介したらいいのかを話し合う。
- 本人や家族へ事業所情報などのパンフレット(ツール等)やポスターなどの活用。
- 長期入院者に地域の情報を届けるためのリーフレット作成(地域自立支援協議会の地域移行部会で作成)
- 「べき」が出た時は要注意!(ご本人が置き去りにになっていることがある。)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

22

セッション3 演習用配布資料（作業シート）

○グループへ配布（A3 サイズ、1 枚）

演習3 地域援助事業者の紹介にあたっての現状・課題と解決方法

現状の課題またはできていること
（病院・地域・行政）

今後できそうなこと（病院・地域・行政）

リフレーミング

公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～ セッション3演習用配布用紙

セッション4（90分） 模擬退院支援委員会



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

1

セッション4（90分） 模擬退院支援委員会

目的・狙い		・セッション1～3を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する
講義	20分	●退院支援委員会開催に向けた調整や運営について ●退院後生活環境相談員の業務の理解 ●退院支援委員会を形骸化させないために
演習	50分	●シナリオ説明 ●ロールプレイ ●グループでの振り返り ●ミニレクチャー
全体共有	20分	●全体共有



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

2

医療保護入院者退院支援委員会における 退院後生活環境相談員の業務

1. 委員会の趣旨と目的

趣旨：入院者が退院後の**希望する地域生活**が円滑にできるように、
出席者が**一堂に会して審議**する

- ・更新の必要性
- ・退院に向けた取り組み
- 退院後の生活環境を調整する

目的：**退院に向けた取り組みを推進するための体制**を整備する

本人の希望を丁寧に聴き、退院後の地域生活支える、家族等
や地域援助事業者をはじめとする**関係者の調整**を行うことが重要



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

3

委員会の審議対象者

- ・入院時または、更新時に定める**入院期間の更新が必要**となる、**医療保護入院者**
- ・平成26年度改正で、退院支援委員会の審議の対象とされなかった「入院1年以上の精神症状が重症、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかな人」
→令和6年4月からは、**退院支援委員会の対象者**



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

4

医療保護入院の期間

- ・ 該当する医療保護入院から6か月を経過するまでの間は、**上限3か月**
- ・ 入院から6か月を経過した後は、**上限6か月**

月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	6か月以降		
例1	初回：3か月		1回目更新：3か月			2回目更新：上限6か月			
例2	初回：2か月		1回目更新：2か月		2回目更新：2か月		3回目更新：上限6か月		
例3	初回：2か月		1回目更新：3か月			2回目：3か月		3回目更新：上限6か月	

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて(令和5年11月27日) 問3-1参照

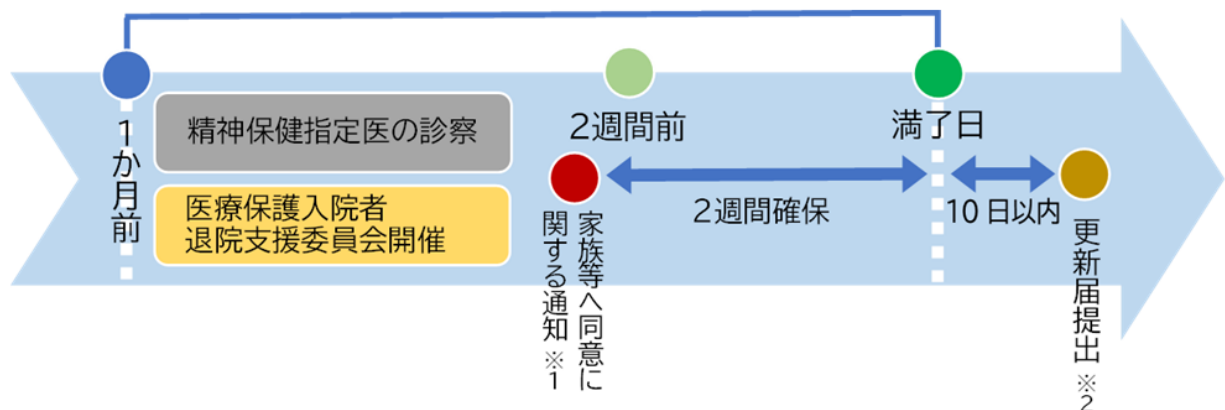


公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

5

委員会の開催時期

当該入院期間満了日の、**1か月前～満了日まで**



※1 医療保護入院の入院期間更新に関する通知(様式12-1または12-2)

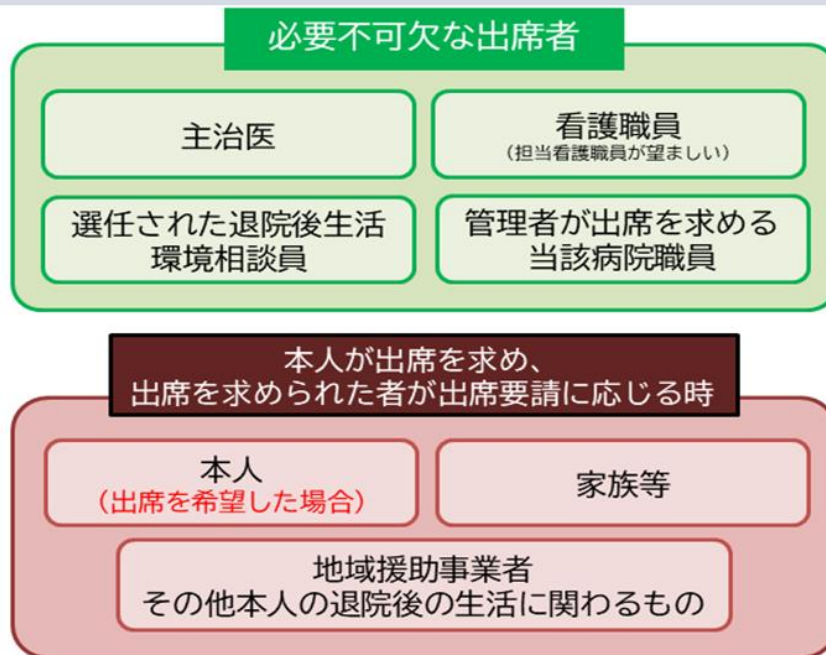
※2 医療保護入院者の入院期間更新届(様式15)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

6

委員会の出席者



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

7

家族等の同意

家族等の 意思	同意する	同意 しない	不同意の 意思表示なし (通知後2週間経過)	同意又は 不同意の 意思表示を 行わない*2	同意者なし *3
医療保護 入院	○	×	みなし同意 *1	市町村長 同意	市町村長 同意

- *1** みなし同意：●入院期間中に、病院が通知した家族等と対面や電話等で、**2回以上連絡が取れている**
●通知した家族等から、継続した入院についての**不同意の意思表示がない**
- *2** 同意又は不同意の意思表示を行わない：通知した家族以外に、他の家族等がいる場合は、市町村長同意は依頼できない
- *3** 同意者なし：**家族等がいない**、DV加害者である、家族等が、**本人との関わりを拒否する意思を明確に示し**、家族等が他にいない場合



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

8

みなし同意

家族等に対して、継続した入院の同意を求めるには**通知**(様式12-1)が必要

通知は、**診察期限の1か月前～2週間前まで**

①医療保護入院の**継続が必要な理由**

②医療保護入院の継続のための**審議が行われたこと**

③継続入院の**期間(6か月以内)**

④継続入院の同意を求める通知をした家族等から、**不同意の意思表示がなかった場合**

・「入院の同意を得たとみなす」→**みなし同意**

・通知をしてから2週間(14日間)を経過した「日付」

例) 通知の発出日: 令和6年6月10日 → 期限: 令和6年6月24日

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて(令和5年11月27日) 問3-11 参照



公益社団法人日本精神保健福祉士協会 / 令和6年度障害者総合福祉推進事業

退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～セッション4資料

9

様式15-1 医療保護入院者の入院期間更新通知書

令和 年 月 日

知事 氏名 所在地 管理番号

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第8項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	氏名	性別	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日
医療保護入院年月日	昭和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
入院理由	1 本人の精神障害 2 本人の精神障害 3 本人の精神障害 4 その他	1 本人の精神障害 2 本人の精神障害 3 本人の精神障害 4 その他	1 本人の精神障害 2 本人の精神障害 3 本人の精神障害 4 その他	1 本人の精神障害 2 本人の精神障害 3 本人の精神障害 4 その他	1 本人の精神障害 2 本人の精神障害 3 本人の精神障害 4 その他	1 本人の精神障害 2 本人の精神障害 3 本人の精神障害 4 その他	1 本人の精神障害 2 本人の精神障害 3 本人の精神障害 4 その他

医療保護入院者の更新に同意をした家族等の氏名、住所、連絡先を記載してください。

氏名	性別	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日
氏名	性別	生年月日	明・大・昭・平・令	年 <td>月 <td>日</td> </td>	月 <td>日</td>	日
住所	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
連絡先	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号

法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした。通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)を記載してください。

通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)	通知をした日	通知の方法	通知の内容
通知をした日	令和 年 月 日	口面会 □電話 □その他	通知の内容
通知をした日	令和 年 月 日	口面会 □電話 □その他	通知の内容

氏名 (男・女) 続柄 生年 月 日 明・大・昭・平・令 年 月 日 昭・平・令 年 月 日

住所 都道府県 市区町村 都道府県 市区町村 都道府県 市区町村

1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等
4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人
7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭・平・令 年 月 日)
8 市町村長

法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした。通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)を記載してください。

通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)	通知をした日	通知の方法	通知の内容
通知をした日	令和 年 月 日	口面会 □電話 □その他	通知の内容
通知をした日	令和 年 月 日	口面会 □電話 □その他	通知の内容

10

委員会の開催手順

- ・当該医療保護入院者**本人に通知（医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ）**する
- ・本人から出席の要請の希望があった場合、希望者に対して以下を**通知**する
 - ・委員会の開催日時及び開催場所
 - ・医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと
 - ・出席が可能であれば委員会に参加されたいこと
 - ・文書による意見の提出も可能であること



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

11

退院支援委員会開催にあたっての視点

□計画的な準備

- ・本人のニーズから出発する。
- ・院内の支援チームとの治療方針の確認、共有された役割分担

□退院支援委員会の趣旨の共有

- ・早期の退院支援
- ・退院に向けて、本人が希望する退院後の地域生活について聴取しておく。
- ・退院支援委員会の向けた様々な調整や運営を準備、充実した審議が行われるよう努める

□早期の退院に向けた具体的な取り組み

- ・地域援助事業者や市町村との連携
- ・障害福祉サービスや、介護保険制度等、地域生活の維持に必要なサービスの調整

□入院形態の変更による治療継続の可能性の検討

□家族等の意向等の把握

コラム「長期入院者への働きかけや退院支援委員会への持ち方」
をご参照ください。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

12

審議記録

- 審議記録は、**本人が理解しやすい**言葉遣いや、文字等に**配慮**して作成する
- 審議終了後、できるだけ速やかに**審議記録の写し**を、本人、当該退院支援委員会に出席要請を行った人、家族等、地域援助事業者へ**通知**する
- 入院期間更新届には、当該届け出の日から、直近の審議記録を**添付**する。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

13

審議結果

1. 医療保護入院者退院支援委員会審議記録(以下審議記録)を**作成**する
2. 病院の管理者は、審議状況を確認し、審議記録に署名する
3. 審議終了後、できる限り速やかに、審議の結果を本人、当該委員会への出席要請を行った、家族等、地域援助事業者等に対して、**審議記録の写しによって通知**する
4. 入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院にむけた手続きをとる
5. 入院期間の更新の場合は、直近に開催した委員会の審議記録を入院期間更新届に**添付**する



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

14

措置入院者の定期病状報告書及び 医療保護入院者の入院期間更新届にかかる業務

- 措置入院者の定期病状報告書の報告事項として
「選任された退院後生活環境相談員の氏名」と
「退院に向けた取組の状況」が追加。
- 措置入院者が地方公共団体による退院後支援計画の作成対象者である場合は、退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施状況、通院先医療機関、行政関係者、地域援助事業者等による支援体制形成のための調整状況、計画作成にむけた会議の開催状況等を記載。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

15

措置入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名
所在地
管理官名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

措置入院者	氏名	性別	生年	月	日	退院
氏名						
住所	都道府県	市区町村	町	番	地	
措置年月日	令和 年 月 日	退院年月日	令和 年 月 日			
前回の定期報告年月日	令和 年 月 日					
病名	1. 主たる精神障害 2. 従たる精神障害 3. 身体合併症					
過去3か月間の措置入院期間の経過	1. 主たる精神障害 2. 従たる精神障害 3. 身体合併症					
過去3か月間の措置入院期間の経過	1. 主たる精神障害 2. 従たる精神障害 3. 身体合併症					
今後の治療方針（再発防止への対応含む）						
経過、看護及び療育の現状						
退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について）						

重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今回の、Cは今後の問題行動）

1. 殺人	A	B	C	1. 殺人	2. 強姦	3. 強盗	4. その他
2. 強姦	A	B	C	5. 強盗	6. 詐欺	7. 偽造	8. その他
3. 強盗	A	B	C	9. 詐欺	10. 偽造	11. 偽造	12. その他
4. その他	A	B	C	13. 偽造	14. 偽造	15. 偽造	16. その他
5. 強盗	A	B	C	17. 偽造	18. 偽造	19. 偽造	20. その他
6. 詐欺	A	B	C	21. 偽造	22. 偽造	23. 偽造	24. その他
7. 偽造	A	B	C	25. 偽造	26. 偽造	27. 偽造	28. その他
8. その他	A	B	C	29. 偽造	30. 偽造	31. 偽造	32. その他
9. 強盗	A	B	C	33. 偽造	34. 偽造	35. 偽造	36. その他
10. 詐欺	A	B	C	37. 偽造	38. 偽造	39. 偽造	40. その他
11. 偽造	A	B	C	41. 偽造	42. 偽造	43. 偽造	44. その他
12. その他	A	B	C	45. 偽造	46. 偽造	47. 偽造	48. その他
13. 偽造	A	B	C	49. 偽造	50. 偽造	51. 偽造	52. その他
14. 偽造	A	B	C	53. 偽造	54. 偽造	55. 偽造	56. その他
15. 偽造	A	B	C	57. 偽造	58. 偽造	59. 偽造	60. その他
16. 偽造	A	B	C	61. 偽造	62. 偽造	63. 偽造	64. その他
17. 偽造	A	B	C	65. 偽造	66. 偽造	67. 偽造	68. その他
18. 偽造	A	B	C	69. 偽造	70. 偽造	71. 偽造	72. その他
19. 偽造	A	B	C	73. 偽造	74. 偽造	75. 偽造	76. その他
20. その他	A	B	C	77. 偽造	78. 偽造	79. 偽造	80. その他

退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について）

選任された退院後生活環境相談員（ ）

地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無（あり・なし）

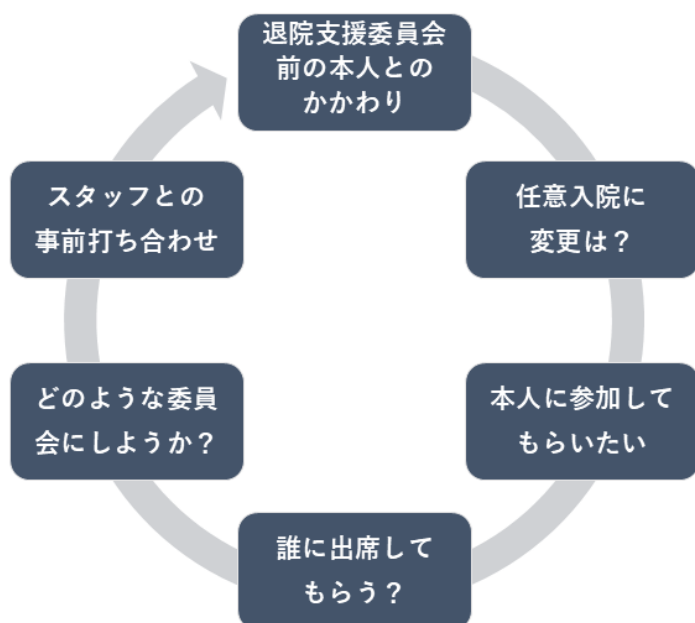
上記で「あり」の場合の紹介状況（ ）

退院に向けた取組の状況
（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について）

選任された退院後生活環境相談員（ ）
地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無（あり・なし）
上記で「あり」の場合の紹介状況（ ）

16

医療保護入院者退院支援委員会を形骸化しないために



・退院支援委員会は、
本人を中心とした
ケア会議

・退院支援委員会の
準備は、本人と共に
すすめる



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

17

任意入院後も可能な限り早期の退院支援の継続を

- ・退院後生活環境相談員は、退院後を考えて生活環境を整えるための相談員。
- ・対象は、非自発入院者



入院形態にかかわらず、本人の人権擁護の観点から
可能な限り早期の退院を図るため、地域の支援者等と協働し、退院を考えた環境整備をすすめる役割がある。



退院は、精神科病院からの「退院」



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

18

講義は以上です。

次は、演習です。

事例を用いて模擬退院支援委員会を開催します。



演習 模擬退院支援委員会

目的・狙い		・セッション1～3を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する
講義	20分	●退院支援委員会開催に向けた調整や運営について ●退院後生活環境相談員の業務の理解 ●退院支援委員会を形骸化させないために
演習	50分	●シナリオ説明 ●ロールプレイ ●グループでの振り返り ●ミニレクチャー
全体共有	20分	●全体共有



進 行

- ①シナリオ説明(5分)
- ②ロールプレイ(25分)
- ③グループでの振り返り(10分)
- ④ミニレクチャー(10分)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

21

シナリオ

星野さんが入院して2か月が過ぎようとしています。入院期間は3か月を超えない令和6年12月2日までです。

しかし、主治医でもある指定医の診察の結果、3か月での退院は難しいとの判断もあり、星野さんの「医療保護入院者退院支援委員会」を開催することになりました。病院の退院後生活環境相談員は、本人に退院支援委員会の説明をして参加を促しました。

また、星野さんの今後の地域生活を応援していくサポーターを増やしていく必要から、本人の同意を得た上で、委員会開催を機に地域移行支援を導入することとし、地域援助事業者として市内の相談支援事業所を紹介しました。本人および関係者との日程調整の結果、本日、退院支援委員会開催を迎えることとなりました。

なお、退院後生活環境相談員は、この2か月間、他職種への働きかけ、本人の意向確認等、退院への支援をしてきましたが、主治医は退院は消極的だったため、具体的な退院への取り組みはあまり進んではいませんでした。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

22

ロールプレイの役割

- ①星野さん(本人)
 - ②妹(家族)
 - ③担当退院後生活環境相談員
 - ④主治医(精神保健指定医)
 - ⑤病棟の担当看護師
 - ⑥相談支援事業所 相談支援専門員(地域援助事業者)
 - ⑦市の障害福祉担当者
- ※星野さん以外は、参加者の苗字を使って下さい。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

23

それぞれのスタンス

前提: 病状的には退院については医師でも意見が
分かれるような状態

- ①星野さん: 一刻も早い退院を希望
- ②妹(家族): 退院には強い不安
- ③退院後生活環境相談員: 本人の希望を応援
- ④主治医: 退院は時期尚早
- ⑤看護師: 主治医の見解に同意
- ⑥相談支援専門員(地域援助事業者): 本人の希望を応援
- ⑦市の障害福祉担当者: 近隣住民からの通報もあり悩ましい…



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

24

ロールプレイのポイント

- 今回のロールプレイ（退院支援委員会）の進行は、「退院後生活環境相談員」が行ってください。
- 退院後生活環境相談員は、「退院支援委員会審議記録」の「退院に向けた取組」を意識して進行してください。
- 「座る位置」、その他の配慮はすべて退院後生活環境相談員にお任せします。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

25

セッション4 ミニレクチャー



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

26

退院支援委員会開催のポイント

☆権利擁護の視点☆

- 誰による、誰のための委員会であるかを忘れてはならない
- 退院支援委員会では、ケア会議に加えて、権利擁護の側面があることを念頭におく

☆退院支援委員会開催にあたって☆

- 本人の意向から始めているか？
- 地域援助事業者の情報が本人にわかりやすく伝わっているか？
- 院内多職種との連携はできているか？
- **地域移行・地域定着支援**の利用を意識できているか？



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

27

退院支援委員会開催のポイント

☆本人および地域援助事業者の参加の意義☆

- 自分の病院の**本人（家族）参加率**を把握しているか？
- 自分の病院の**地域援助事業者の参加率**を把握しているか？
- 本人（家族）や地域援助事業者が**参加しやすい工夫**をしているか？
- 本人（家族）の**意向が審議に反映**されているか？
- 本人（家族）が出席を望まない、あるいはできない場合でも、
事前に本人の意向を聴き取り、それを審議時に代弁しているか？
- 元から利用していた地域援助事業者以外の事業所等を新規で紹介したことはあるか？



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

28

医療保護入院者退院支援委員会審議記録

委員会開催年月日		年	月	日
患者氏名	生年月日	大正 昭和 平成 令和	年	月
退院後生活環境 相談員の氏名				
現在の入院期間	年	月	日から	年
出席者	主治医 () 看護職員 () 退院後生活環境相談員 () 本人 (出席・欠席)、家族等 () (続柄) その他 ()			
本人及び家族等の意見				
	有 ・ 無			
・入院期間の更新の必要性の有無とその理由 ・退院に向けた具体的な取組				
更新後の入院期間	年			
※入院から6ヶ月経過までは3か月以内、6ヶ月経過後は6ヶ月以内の期間。	月			
その他	日まで			
〔病院管理者の署名： 〕 〔記録者の署名： 〕				

本人及び家族等の意見	
	有 ・ 無
・入院期間の更新の必要性の有無とその理由 ・退院に向けた具体的な取組	
更新後の入院期間	

29

審議記録記載上のポイント

☆「本人及び家族等の意見」の欄☆

- 委員会に本人や家族が出席している場合は、当然ながら本人や家族の意見が委員会のなかで語られなければならない。そして、審議記録には、その内容がしっかりと記述されていることが重要
- 本人(家族)が参加を拒否したことなどにより、委員会に参加できなかった場合でも、**事前に本人の意向の詳細を確認**し、その意向が審議結果に反映されていなければならない
- 本人(家族)が意思を表出できず、意思決定や意思確認がどうしても困難な場合でも、本人をよく知る関係者等が集まり、**本人の「推定意思」をチームで確認**し(意思決定支援)、退院後生活環境相談員はその内容が委員会のなかでしっかり取り扱われるように委員会を進行していく必要がある



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

30

審議記録記載上のポイント

☆「入院期間の更新の必要性和その有無」の欄☆

- 医療保護入院の要否判断は主治医による医学的判断に基づくものである。主治医が委員会で説明した判断内容を、退院後生活環境相談員は記録者の立場で「要約」することに徹しているか？
- 記録者としての退院後生活環境相談員は、主治医の説明に整合性があるかどうかをチェックする役割を担うが、その際、本人を取り巻く社会的背景（家族・経済・住居等）を医療保護入院の要否判断の材料に据えてしまっていないかに注視する必要がある
- この項目では、「本人の意思に反してでも、医療保護入院でなくては治療できない理由」が明確に書かれている必要がある。入院継続に至る原因は社会的要因とは関係なく、あくまでも病状や症状により入院期間の更新が必要な理由が医学用語を極力用いずに記述されていなければならない（そのことが委員会時に必ず確認されている必要がある）。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

31

審議記録記載上のポイント

☆「退院に向けた取組」の欄☆

- この欄は、アセスメントに基づく退院後生活環境相談員の「支援計画」ならびに病院としての多職種チームによる今後の治療や支援介入計画の具体的な内容、退院支援委員会での審議内容（地域援助事業者が参加している場合には、事業者の見立てや見解等も含めて）を簡潔に記載する
- 退院後生活環境相談員は本人が退院することを想定し、そのためにどのような支援が今後必要となるか、現状を踏まえてアセスメントした上で、現段階の支援計画を構想することが重要
- そこには本人の意見を反映することが前提であり、それをわかりやすく文章化する必要がある



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

32

届出等文書と権利擁護の視点

- 「医療保護入院者の入院届」、「医療保護入院者退院支援委員会審議録」、そして新設された「医療保護入院者の入院期間更新届」、などは強制入院を強いられているクライアントの状況や状態、**病院でのかかわりを外部（第三者）に伝えることのできる貴重な機会**である
- 「忙しい」、「業務過多」、「書類ばかり増えてうんざり」などなど、退院後生活環境相談員からはこういった声が多く聞こえてくる。今回、「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」にて、「**医療保護入院者退院支援委員会の記録の作成にも積極的に関わることが望ましいこと**」の一文は削除されたが、現実的には退院後生活環境相談員が本審議録の記載を担うことが多いと思われる。「医療保護入院者退院支援委員会審議録」や「入院診療計画書」に「退院に向けた取組」が項目として存在していることの意味を深く考えなければならない
- 文書ひとつ、紙ひとつと思わずに、そこには退院後生活環境相談員として**「権利擁護」の視点**が含まれていなければならない、それが入院患者一人ひとりの人生に影響を与えているということを意識し、私たちはその重みを忘れてはいけない



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

33

セッション2、セッション4で使用します

私は地元の高校卒業後、10年ほど左官屋に勤めましたが、30代半ば頃から独立して下請けをしていました。仕事の依頼が少ないため、父の遺産と母の年金で生活しているような状態でした。スポーツ観戦が好きで、野球やサッカー、相撲等の観戦をしに行っていました。40歳頃には仕事は全くなくなりました。母は元々足が不自由だったこともあり、自治会の草刈りや消防訓練には私が参加していました。学生時代は友人が多い方でしたが、徐々に疎遠になり、今はほとんど付き合いがありません。結婚したことはなく独身です。兄弟は他市に嫁いだ3歳年下の妹がいます。親しい親戚はいません。運転免許は失効してしまいました。そのため、移動は専ら徒歩で、時々バスを利用していました。



仕事がなくなった平成26年頃（40歳頃）より、近所から電波で攻撃されるようになりました。足に電波を当てられて痺れるので、困った私は時々警察や民生委員に相談していました。また、レンガブロックで家の外壁を高くしたり、自分の部屋の周りをアルミホイルで囲ったりして、電波の攻撃を阻止しようとしました。しかし、電波の勢いは衰えることはありませんでした。次第に外へ出ることが怖くなり、令和元年頃（45歳頃）からは家の中だけで過ごすようになりました。家事全般は母がやってくれていました。私はあまり自分の部屋から出ないようにしていました。また、電波に気づかれないように、テレビの音を低くしたり、母とは小声で話したりしていました。

令和2年頃からは母が体調を壊して入退院を繰り返すようになり、私は一人で過ごすことが増えました。母が入院中は、フードデリバリーを利用して過ごしました。この頃から電波の攻撃について毎週のように警察に電話で相談していました。眠れない日が増え、次第に痩せていきました。警察からは保健所に相談するよう勧められましたが、相談する意味や必要性がよく分からなかったので保健所に相談することはありませんでした。



令和6年4月、母が亡くなりました。それからは電波の攻撃が以前に増して強まり、眠れない日が続き、食欲もなくなりました。葬式以降、妹が私を心配して頻繁に様子を見に来てくれるようになり、9月2日に妹の勧めで精神科病院に受診することになりました。妹も一緒に付き添ってくれました。診察の結果、統合失調症の疑いがあり、栄養状態も悪いので入院が必要と言われました。私は入院する気など

全くなかったので、「入院はしません」と言いましたが、妹の同意で入院しなければならなくなりました。入院するにはお金がかかりますが、貯金もなくとても不安でした。後から聞いたのですが、この日のうちに相談員さんの紹介で妹が生活保護の申請をしてくれていました。

初めて入院した精神科病棟の出入り口には鍵がかかり、自由に出入りできませんでした。主治医は「静かなお部屋に入って薬を飲み、しっかりと休みましょう」と言って、頑丈な扉で閉められた個室で過ごすことになりました。とても辛く寂しく、いつ出られるのか不安でした。



入院して5日目、他の患者さんがいる所に数時間出られるようになりました。周りの患者さんはグループで親しげに話していましたが、私は一人も知り合いがいなかったので、すみっこにポツンと座っているばかりでした。そこに「退院後生活環境相談員」だと名乗る人が来て、私の担当相談員に選任されたこと、そしてその役割について説明してくれました。

その後、相談員さんから料理や掃除を手伝ってくれるサービス？があることを聞きました。また、病院以外で私の相談に乗ってくれる人がいることを聞き、先日その方たちと会って話す機会がありました。今度私の退院に向けての話し合いがあるとのことで、出席することにしています。

家は古く雨漏りしたり、床が抜けたりもしていて大変ですが、住み慣れた自宅で生活することが私の願いです。病院での生活は制限が多く自由がありません。1日でも早く退院したいと思っています。

※公益社団法人日本精神保健福祉士協会が「ソーシャルワーク研修2018」で作成した事例（元は医療と福祉の連携が見えるBook（一般社団法人支援の三角点設置研究会）の事例をアレンジして作成）を本研修用に改編

○セッション4 ロールプレイ資料 – それぞれのスタンス

・星野さん

入院して2か月が経過しましたが、早く退院したいです。観たいテレビも観られないですし、制限も多いので一刻も早く退院したいです。先生からは施設への入所を勧められていますが、慣れないところでの生活はもうこりごりです。一人で暮らすのは大変ですので、相談員さんが教えてくれた福祉サービス？を利用しながら、自宅で気ままに過ごしたいです。

・妹（家族）

入院する前は、家はゴミだらけで入浴もせず、それはもう本当に大変な状態でした。昔の兄は仕事熱心で優しかったです。また昔のような兄に戻ってもらいたいと思っています。兄が穏やかに過ごせるのであれば、先生が言うように GH 等の施設にお願いしようかなと思います。兄は自宅へ戻りたいようですが、自宅は古く修繕が必要な状況ですし、また同じようなことになってしまわないかと私は心から心配です。また、近所の人からも兄に戻ってきてもらっては困ると言われています。

・退院後生活環境相談員（相談員）

入院後、星野さんとのかかわりを開始しました。お母さんが亡くなってからは一人で暮らすようになりとても苦労されたようです。妹さんにも迷惑をかけたくないとあまり相談できなかったようです。今後も、ご自宅での生活を希望されていますが、今はまだ病状が不安定なこともあり、先生からの退院の許可は下りていません。入院前に家事が出来なかったのと、退院したらやることがないのが悩みと聞きました。そのため、私からは複数の障害福祉サービスの紹介と地域移行支援の紹介を行ったところ、星野さんからも利用の意向が聞かれています。

・主治医（精神保健指定医）

入院前は幻覚妄想状態や精神運動興奮が顕著で、情動も不安定であったため、隔離処遇から開始しました。投薬を開始し、陽性症状は少しずつ軽快してきています。しかし、未だに突発的な不安定さが確認されることや、便秘や振戦などの薬の副反応も出ていることから、今後も薬剤を調整する必要があると思います。ご本人は自宅への退院を希望されていますが、これまでの生活を考えると単身生活は難しいのではないのでしょうか。私としては見守り体制が整っている GH 等への退院を勧めたいと思っています。

・病棟の担当看護師

病棟内では比較的落ち着いて過ごしています。服薬の拒否もありません。時折、電波攻撃の話をされますが、しつこさは特にはありません。妹さんも時々面会に来られますが、状態が安定してきていることに安心されているように見えます。入院前は、一人暮らしで生活に色々支障が出ていたと思いますし、栄養バランスも悪かったようです。先生がおっしゃるように、病院のように一日のスケジュールが決まっていて、見守り体制が整っているところの方がご本人は安定されるのではないのでしょうか。

・相談支援事業所 相談支援専門員（地域援助事業者）

担当の相談員から連絡を受け、地域移行支援を使って星野さんを支援することになりました。先日、星野さんとはお会いし、ご自宅へ退院したいということ伺いました。地域移行支援の利用を見据え、障害福祉サービス等の説明から始めていきたいと考えています。退院に向けて、本人の思いに寄り添っていきたいと思います。

・市の障害福祉担当者

先日、相談支援専門員と共に星野さんにお会いしました。星野さんは障害福祉サービスの利用を検討されていきました。星野さんの自宅退院に関しては、近隣住民から不安の声があることは事実です。入院前には近隣住民からの通報もありました。市としては悩ましい状況ではありますが、できる限りのことをしていきたいと思います。

4. 各セッションの演習の進め方（グループ・ファシリテーターの役割）

セッション1「法改正の概要と目的」

目的

- ・退院後生活環境相談員として理解を深めておくべき法改正のポイントについて確認し、退院後生活環境相談員の役割が遂行できるようにする。

本演習におけるファシリテーターの役割等

- 本演習では、各グループのメンバーから次の事柄について発言してもらう。
 - 自己紹介
 - 2024（令和6）年4月の改正法施行後における退院後生活環境相談員、地域援助事業者、そして市町村の担当者としての取り組み状況等についてグループ内で共有すること
- 本研修は講義と演習をセットにした4つのセッションで構成しており、各グループのメンバー（受講者）は研修終了までの時間をともにすることとなる。
- セッション1の演習は1日かけて行うグループワークの導入部にあたることから、ファシリテーターは「場を温める」「アイスブレイク」を意識して、メンバーが話しやすい雰囲気を作ることが求められる。
- メンバーの自己紹介では所属や氏名だけではなく、「いまの私の『推し』」「最近楽しかった出来事」などを開陳してもらうといったメンバー同士の距離を縮める工夫も必要となる。
- 改正法施行後の取り組み状況については、退院後生活環境相談員であれば書類の作成業務や期日管理の大変さも共有しつつ、より良い方向に変化した点などをグループ内で共有できるとよい。また、地域の事業所等と病院の双方の実情を知る機会となり連携促進の端緒となることも期待できる。

セッション2「多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践」

目的

- ・入院早期から多角的なかかわり、アセスメントが始まる事を理解する。
- ・ストレングスの視点からアセスメントを行うことにより、人となりと背景を理解する。

グループワーク時に使用するもの

- ・「アセスメントワーク用シート（9マスのシート）」（個人へA4サイズ1枚、グループワーク用に各班へA3サイズ1枚）

- ・「ストレングスへの気づきを促すツール（ストレングスの整理表）」作業シート（各班へ A3 サイズ 1 枚）

本演習におけるファシリテーターの役割等

（１）事例読み－５分（事例は P. 55 参照）

- テキストの演習事例「星野さん」について個人で読む。
- その際に演習で行う「アセスメント」や「ストレングスの整理表」も紹介し、その視点でも読んでもらう事を促す。

（２）グループワーク－55 分

【進行】スタッフ

【記録】メンバー

【全体共有】スタッフ

①個人ワーク（５分）	個人ワークシートを利用し個人ワーク
②グループでアセスメント（25 分）	グループで「その人」を知るシートに書いていく
③ストレングスの整理（10 分）	ストレングスの整理表をグループでブレインストーミングする。アセスメントの中で強みを引き出す
④多職種でどのように共有するか（10 分）	これらを一人でやらず、多職種で行う、多職種でどのように行えるかを意見交換
⑤全体共有 2 グループ程度（５分）	2 グループ程度から報告

○演習の進め方

①個人ワーク（５分間）

- 「個人ワーク」とある 9 マスの A4 横の用紙を使い、演習事例から読み取り記入してもらう。
- マスはどこから始めても構わない事を伝える
- 時間は 5 分間、「〇時〇〇分まで」と時間を区切る
- 5 分後、終了。空欄があっても良い事を伝え次のワークの説明をする

②グループでアセスメント（25 分間）

- 「個人ワーク」で行った事をグループで共有する。A3 用紙にある 9 マスの用紙（事前に各グループに配布）に、記録係を決め記録する
- ブレインストーミング的に出し合ってもらい、「星野さんはどんな人」をメンバーで知ってゆく

③ ストレングスの整理（10 分間）

- 「ストレングスの整理表」を使用しストレングスをブレインストーミングする。記録係を決めその用紙に記録する
- 事例のストレングスを個人のストレングスと環境のストレングスに分け箇条書きでどんどん出し整理してゆく。
- 環境のストレングスの中には支援ネットワークの記載があり、点線になっているが、環境のストレングスの中に支援ネットワークが入っている事も説明する
- 一見、マイナス面にみえても視点を変えると強みにもいい所にもなる事を事前に話しておく（ルビンの盃のように）
- 「星野さんはどんな人」かをストレングスを中心にみてゆく

④ 多職種でどのように共有してゆくか（10 分間）

- 多角的なアセスメントには多職種でのアセスメントが必要になる
- そのため、これらを一人でやらず多職種で行う。多職種でどの様に行えるかを意見交換する。
- 記録はしない

⑤ 全体共有（5 分間）

- グループ内で話された内容を、2 グループ程度から報告してもらう。グループのファシリでもメンバーでも構わない

セッション3 「地域援助事業者の紹介と連携～官民協働で考える連携のポイント」

目的

- ・ 地域援助事業者の紹介が義務化されたことに伴い、各立場からの現状や課題の共有、および解決に向けた連携のポイントを協議する。

グループワーク時に使用するもの

- ・ ワーク用シート「地域援助事業者の紹介にあたっての現状・課題と解決方法」（A3 サイズ 1 枚）

本演習におけるファシリテーターの役割等

（1）グループワークー30 分

○ 演習の進め方

前半 15 分は発散（ブレインストーミング）、後半 15 分は収束（絞り込み・合意形成）することをイメージして進めていく。

① 前半 15 分

- 現状の課題または現在すでに取り組めていることについて話題共有を促す。

- 課題ばかりでやすい傾向があるので、すでに取り組んでいること、できていることに着目した発言を促す。

②後半 15 分

- 前半の課題だけではなく、現時点においてできていること・今後できそうなことに焦点をあてながら、収束（絞り込み・合意形成）に向けていく。
- 地域移行について、自分たちの強みや地域の強みの意見も出してみる。
- できそうなことが出てこない場合は、「こんなことができたらいいな」という理想の意見を出してもらい、すぐにはできなくても「こういうことなら協力できそう」という意見出しもしてもらう。

* できていること・できそうなことが出にくい場合の例示

医療：月 1 回 1 か所、地域の事業所を見学しに行く機会を作る。

地域の相談支援事業所一覧の情報を書き出し、地域移行の実績があるかどうかを確認する。

地域の自立支援協議会で地域移行について協議する場があるかを、地域の委託相談へ問い合せしてみる。（あれば参加してみる）

地域：病院から受け入れの依頼があったら、まずは 1 件引き受ける。

地域の協議会（例：地域移行部会など）に医療機関の職員の参加を促す。

行政：自分の市町村で 1 年以上の長期入院者の実態を把握する。

地域の協議会（例：地域移行部会など）の情報を確認し、参加してみる。

③全体共有－10 分

セッション 4 「模擬退院支援委員会」

目的

- ・セッション 1～3 を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する。

本演習におけるファシリテーターの役割等

（1）ロールプレイ－30 分

- 「事例」の読み込みについてはセッション 2 で済んでいるため、あまり時間をかけない。
- 各々の「役割」の選定についてはグループの雰囲気次第ではあるが、「1 分程度」の話し合いで決定まで導いていく。話し合いで決まらなさそうであればファシリテーターから機械的に指名する。あるいはジャンケン等で決定してもよ

い。しかし、委員会の「進行」を担う「退院後生活環境相談員」については、実際に経験したことのある方であることが望ましいことを考慮する。

- 各役割については、自分の役に徹するためその役割（スタンス）のみ熟読するが、他の役割についてはあえて確認しないことを伝える。
- 原則、ファシリテーターは委員会には参加しないが、グループの人数次第では参加する場合もある。その際には、比較的発言が少ないと思われる「病棟の担当看護師」か「妹（家族）」を担う。
- 「座る位置」やその他の「配慮」については「退院後生活環境相談員」に一任するが、そこでは何を考えたか、どのような配慮を意識したかについて、最後に振り返りの際に確認するためしっかり観察しておく。
- 委員会の目的（医療保護入院の更新の必要性の有無の確認、退院に向けた取り組みの確認）をメンバー間でしっかり意識・共有してから臨む。
- 各々の役割は忠実に演技してもらうが、あまりに終結に向かわない議論が続く場合には、退院後生活環境相談員役をサポートし、時間内に結論を導き出せるようファシリテートする。

（２）グループでの振り返り－10分

- 終了後はロールプレイを行った感想や疑問点などをグループ内で述べ合う。
- 全員が委員会に主体的に参加できたかどうかを確認する。
- 一人ひとりが役割を演じてみて、どのような感想を抱いたか丁寧に述べてもらう。
- どのような方向性の委員会であったか、星野さんの権利擁護に資する委員会の開催となったか、不十分な点はどういうところだったか、全員で委員会を概観する。
- 自身が気付いたことの言語化を手伝い、一生懸命に演じきったメンバー（特に進行の退院後生活環境相談員役と星野さん役）への労いを忘れない。

令和6年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

「退院促進措置における退院後生活環境相談員による支援の質の向上に資する研修に関する研究」

事業責任者及び事業担当者一覧（氏名及び所属）

■事業責任者

尾形多佳士	さっぽろ香雪病院／本協会副会長（北海道）
的場 律子	福永病院／本協会理事（山口県）

■事業担当者

浅沼 充志	花巻病院（岩手県）
伊井 統章	アソシアソーシャルサポート（兵庫県）
大塚 直子	井之頭病院（東京都）
木太 直人	日本精神保健福祉士協会／本協会常務理事（東京都）
熊取谷 晶	京都府中丹東保健所（京都府）
澤野 文彦	公益財団法人復康会（静岡県）
瀬戸口祐貴	さっぽろ香雪病院（北海道）
種田 綾乃	神奈川県立保健福祉大学（神奈川県）

※五十音順

『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』に基づいた
モデル研修プログラム[改訂版]

発行 令和7(2025)年 3 月

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

160-0015 東京都新宿区大京町 23 番地3 四谷オーキッドビル7階

TEL.03-5366-3152 FAX.03-5366-2993

<https://www.jamhsw.or.jp/>

